



発行者 神奈川県土地家屋調査士会川崎支部 支部長 渡部 清一



着任のあいさつ

横浜地方法務局
川崎支局長

中山 光市

神奈川県土地家屋調査士会川崎支部の会員の皆様には、平素から、登記業務の円滑な処理に格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本年 4 月 1 日付け人事異動により前橋地方法務局から配置換えとなりました中山と申します。私の出身は、新潟県の北に位置する村上市です。新潟局に採用され、釧路局、千葉局、東京局、仙台局、東京局、前橋局を経て、この度横浜局に勤務することになりました。どうぞよろしく願いいたします。

川崎市は、首都東京に隣接し、羽田空港や東京駅へのアクセスも良好で、人口が 140 万人を超え、日本の大都市の中でも人口増加率が高く、非常に活気ある町と感じました。

ところで、登記のオンライン申請につきましては、皆様方にことあるごとにその利用についてお願いしてご協力をいただき、年々増加傾向にあるところですが、平成 25 年 3 月末をもって登録免許税の軽減措置が廃止されました。土地家屋調査士の皆様にとっては、あまり免許税の軽減については関係がないのかもしれませんが、これがオンライン申請の減少につながらないように、引き続き積極的な利用についてご協力よろしく願いいたします。

地図及び地積測量図等の交換サービスにつきましては、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、現在いわき支局で業務を行い遅れていた福島地方法務局富岡支局が、本年 6 月 3 日に法務大臣から指定されたことにより、全国全ての登記所が対象となりました。これで、全国どこの登記

所の地図や測量図等でも窓口及びオンラインで請求ができ、情報の提供サービスが可能となりましたので、是非ご利用になってください。

「表示に関する登記における実地調査に関する指針」の改定を受け、当局の土地建物実地調査要領が改正され 2 年が経過しました。この間、皆様には、調査報告書への詳細な記載や現況を的確に写した写真の提供を求めるなど、これまで以上にご協力をいただいているところです。どうせ登記所で現場に行くんだからと言って、これらについて省略することのないように、表示に関する登記が適正かつ迅速に処理ができますよう、今後も、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、神奈川県土地家屋調査士会川崎支部のますますのご発展と会員の皆様のご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

